

## 要旨

本研究の目的は、資産負債法を採用した米国の税効果会計基準（SFAS 第 109 号『法人税等の会計処理』）が純利益にどのような経験的な意味を付与しているのかを明らかにすることにある。SFAS96 では、資産負債法が概念フレームワーク（FW）と最も一貫性を有しており、また最も有用で理解可能な情報を生み出す（FASB 1987：117）としているがし、SFAC6 では、対応/配分の概念を放棄しておらず（FASB 1985: paras.146, 149）、SFAC6 公表後に導入された会計基準でも、配分手続きによる利益計算が支配的である（米山 2011）。さらに、近年の研究においても対応/配分の有用性が支持されている（大日方 2011；Fera 2019）。SFAS109 は繰延税金の資産負債性を担保しつつ、同時に、法人税費用を適切な期間に配分していると考えられる。

本研究では、理論的見地から SFAS109 の会計処理と純利益の有用性の関係を検討する。具体的には、「対応/配分」と「資産負債性」をキーワードに税効果会計の処理が純利益に与える経験的な意味を検討する。このような検討を通じて、(1)対応/配分が機能しているのか、(2)繰延税金の資産負債性がどのように担保され、それが純利益にどのような影響を及ぼしているのかを数値例をもとに明らかにする。検討の結果、「税引前利益が有する課税（控除）性」を基準とした法人税費用の配分手続きが機能している状況が観察された。ただし、繰延税金資産の回収可能性を考慮した場合、そのような対応/配分の概念は機能しない。税率変更の影響や繰延税金資産の回収可能性を繰延税金に反映させることで、FW の定義に合致する資産負債を計上しており、前者では税率変更年度以外の法人税費用は適切に配分される一方で、後者では法人税費用は適切に配分されていない。純利益の経験的な意味を回復するためには、繰延税金資産の継続的な再評価による評価差額が実現しているのかを検討する必要があることを指摘した。

キーワード：税効果会計、繰延税金資産、対応概念、純利益、繰延法、資産負債法

# The matching concept in accounting for income taxes and the usefulness of net income

Masayoshi Suzuki

## Summary

This study re-examines the function of the liability method in income tax accounting using numerical illustrations. The following conclusions were drawn: matching (recognizing taxability and tax-deductibility), which is found using each revenue and expense and, results from revenue and expense transactions happening simultaneously, functions in Statement of Financial Accounting Standards No. 109 "Accounting for Income Taxes". However, when deferred taxes are re-valued, the matching does not function, and the net income become irrelevant. Re-valuation of deferred tax assets makes income irreverent, because appraisal profit or loss, which is included in the net income, seems unrelated to business performances during the re-valuation of deferred tax assets. The contribution of this study is the implication that the re-valuation of deferred tax assets makes net income irrelevant.

Keywords: accounting for income tax, deferred tax asset, matching concept, net income, deferred method, liability method.

## 1. はじめに

本研究の目的は、資産負債法を採用した税効果会計基準である財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards : SFAS) 第 109 号『法人税等の会計処理』が純利益にどのような経験的な意味を付与しているのかを明らかにすることにある。税効果会計は主に対応/配分概念を用いて、納税法によって損益計算書上の純利益に生じる重大な歪曲を回避するために導入された。法人税費用を適切な会計期間に配分することで、純利益から課税所得計算の影響を除き、税引後純利益を平準化する役割が期待されていたといえる。しかし、近年の諸外国の概念フレームワーク (FW) は、(税効果会計が重視していた) 対応の必要性や対応自体には必ずしも言及していない。米国 FW では、利益計算では費用と収益の対応が必要とされていた (FASB 1978: para.45) が、近年公表された FW からは、その記載は削除されている。さらに、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) の FW では、費用と収益の対応は、FW の目的ではないとしている (IASB 2018: para.5.5)。

これは、諸外国の基準設定主体が資産負債観に基づいた基準開発を進めていることが影響している。費用と収益の対応の結果として生じる資産・負債が FW における資産・負債の定義に合致しない場合があるため、対応という曖昧な概念を (少なくとも文言上は) 削除していると考えられる。税効果会計においても、1992 年に導入された SFAS109 では (対応/配分を重視していると考えられている) 繰延法ではなく、(繰延税金の資産負債性を重視していると考えられている) 資産負債法を採用している。これは、資産負債法が財務会計概念報告書 (Statement of Financial Accounting Concepts : SFAC) と最も一貫性を有しており、また最も有用で、理解可能な情報を生み出す (FASB 1987 : para.117) と考えられているためである。

しかし、SFAC6『財務諸表の構成要素』では、資産と負債の定義を示しているが、対応/配分概念を放棄していない (FASB 1985: paras.146, 149)。SFAC6 公表後に導入された会計基準においても、配分手続きによる利益計算が支配的であること (米山 2011)、対応/配分概念が将来の収益力の予測に有用であることが明らかにされている (Zimmerman and Bloom 2016; Kim and Kim 2021)。対応/配分概念が有用なのは、費用と収益の対応によって利益のボラティリティが低下し、利益の持続性が高まるためであろう (大日方 2011; Fera 2019)。近年、費用と収益の対応度が世界的に低下しているが、対応度の低下に影響を与えているのは会計的要因ではなく (企業買収や事業撤退などの) 経済的要因であることが明らかにされている (He and Shan 2016)。そのため、資産負債観を採用した会計基準が存在していても、純利益の計算において対応/配分概念は有用であり、かつ、投資家が将来キャッシュフロー (CF) を算定するうえでは重要である。

そのため、一般に米国の繰延税金資産の処理は「対応/配分」では説明できない (徳賀 2002: 251) と考えられているが、繰延税金の資産負債性を担保しつつ、同時に、対応/配分概念を用いて法人税費用を適切な期間に配分し純利益を算定していると考えられる。そもそも、資産を期末時価

で評価替えした差額を毎期の利益に反映することは、コスト配分の1つの方法である(齋藤 2019: 80-81) ため、「対応/配分」と「資産の評価」は純利益の計算において二律背反の概念ではない。すなわち、毎期、繰延税金を評価し、その期首と期末の差額から法人税費用を算定することも、ひとつのコスト配分のスケジュールといえる。退職給付債務においても、その債務の評価額をもとに、毎期、勤務費用と利息費用を配分して、退職時の現金支給額の割引現在価値の増価分を利益に反映させている(米山 2003: 206-207)。対応/配分の概念の有用性を前提とすれば、資産の評価差額によって費用配分することで純利益に経験的な意味を付与していると考えられる<sup>1</sup>。

さて、本研究では、理論的見地から資産負債法を採用した SFAS109 の会計処理と純利益の有用性の関係を検討する<sup>2</sup>。具体的には、収益費用観に代表される「対応/配分」と資産負債観に代表される(繰延税金の)「資産負債性」をキーワードに数値例を用いて税効果会計の処理が純利益に与える経験的な意味を検討する。このような検討を通じて、本研究では、資産負債法を採用した SFAS109 において(1)対応/配分が機能しているのか(限定的だとすれば、どのようなときに機能しないのか)、(2)繰延税金の資産負債性がどのように担保され、それが純利益にどのような影響を及ぼしているのか(それによって問題は生じていないか)を明らかにする。

本研究では、税効果会計の処理が純利益に与える意味を、多くの国の税効果会計に影響を与えた米国の税効果会計基準から明らかにする。なお、純利益に与える影響を検討するため期間差異を対象に分析を行う。検討の結果、APBO11 における「税引前利益が有する課税(控除)性」を基準とした法人税費用の配分手続きは、SFAS109 においても機能している状況があることが観察された。ただし、繰延税金資産の回収可能性を考慮した場合、対応/配分の概念は機能しない。つぎに、SFAS109 では、税率変更の影響や繰延税金資産の回収可能性を繰延税金に反映させることで、FW の定義に合致する資産・負債を計上していた。前者では税率変更年度以外の法人税費用は適切に配分される一方で、後者では、法人税費用は適切に配分されていない。

本研究の貢献は、(1) 資産負債法を採用した SFAS109 においても対応/配分が機能している状況があることを確認し、先行研究(例えば、齋藤 1999; 衣川 2011)の結果を補強していること、(2)繰延税金資産の再評価時点の法人税等調整額(評価差額)を純利益に算入することが投資の成果を期間配分する手法として有用であるかを検討する必要があることを指摘したことにある。これらの発見事項は、資産負債法を採用した税効果会計によって計算される純利益の有用性を検討するためには必要である。以下では、第2節で本研究の前提と先行研究の整理を行い、第3節で APBO11 との比較を通じて SFAS109 が純利益にどのような経験的な意味を付与しているのかを数値例を用いて検討する。第4節で、本研究のまとめと今後の課題を記載する。

## 2. 本研究の前提と先行研究の整理

### 2.1. 本研究の前提

会計処理は手段であるため、それがどのような意味を持つのかはその手段を用いる（財務報告の）目的に依存する。財務報告の目的として何を据えるかには議論があろう。企業会計基準委員会（2006）では、財務報告の目的に投資家の意思決定に有用な情報を提供することを据えており（企業会計基準委員会 2006：第 2 章序文）、他の諸外国の FW と共通している（IASB 2021: para.1.2; FASB 1978: para.34）。そのため、本研究でも財務報告の目的として「意思決定有用性」を据える。投資の意思決定を行う上で、投資家が求めているのは、企業が投資にあたって事前に期待した成果に対して、どれだけの成果が実際に得られたかに関する情報である（企業会計基準委員会 2006：第 3 章 23 項）ため、経営者の「事前の期待」と「事後の事実」を照合させた結果を反映させている純利益は、投資家の意思決定において有用であると考えられる。

投資家は純利益を用いて企業価値算定の基礎となる将来 CF を予測すると考えられるため、ある会計処理が純利益にどのような経験的な意味を付与しているのかを検討することは必要である。純利益に対してある会計処理がどのような意味を付与しているのかを検討するためには、判断基準が必要になる。本研究では、繰延法から資産負債法への変更という税効果会計基準の歴史的な変遷から収益と費用の「対応/配分」を重視する収益費用観とストックの「資産負債性」を重視する資産負債観の視点から検討する。これらの会計観は多義的に議論されてきているため、次節において本研究における収益費用観と資産負債観の内容の確認を行う。

### 2.2. 収益費用観と資産負債観の整理

収益費用観と資産負債観の意味づけは論者によって見解が分かれる。例えば、徳賀（2002）は、資産負債観を認識対象の識別次元、個別ストック評価次元、利益算定次元にわけている。いずれにしても、収益費用観はフローの差額を測定する方法で、収益と費用の対応が重要な概念となり、資産負債の測定は利益測定の過程のなかで決定される。一方で、資産負債観はストックの価値を測定する方法で、資産負債の定義こそが利益計算において重要となるため、資産負債が重要な概念となる（広瀬 2012：50-52）。収益費用観では正常的な企業業績を偶発的な事象によって歪曲させないように、そのような事象の影響を複数期間に配分し、利益の平準化が求められる（徳賀 2002: 149）一方で、資産負債観では資産は「将来の経済的便益」、負債は「将来の経済的便益の犠牲」という定義に基づき、一期間の正味資源の増加分が利益として測定される（ibid.: 150）。

本研究は、収益費用観は「対応/配分」を重視した考え方と資産負債観は「資産負債性」を重視した考え方と解する。なお、純利益が将来 CF の予測に有用であるという仮定を置いているため、収益費用観と資産負債観は二律背反の関係ではなく、補完的な関係にあるものと捉える。そのた

め、「ストック評価額の経験的な解釈に依存する測定操作（継続的な時価評価など）を行った場合も、そこから導かれてくる利益概念に経験的な解釈を付与しうる」（米山 2004:374）と考え、いずれの会計観も「期間損益にどのような経験的な意味を付与するか」という観点から解釈する。資産負債観が対応/配分に依存した収益費用観の弱点を資産負債の定義を通じて補完する役割を担っていた（辻山 2007:939）ことを考えれば、このような前提は受け入れられるだろう。

しかし、このような前提を置くうえでは、ストックの経験的な意味を重視した会計基準が存在している現在においても、対応/配分概念に有用性があることが示されなければならないであろう。この点、1991年から2010年の米国を含む42か国のサンプルを用いて費用と収益の対応度を検証しているHe and Shan (2016)は、世界中で対応度が低下していることを発見するとともに、会計的要因と経済的要因が対応の重要な決定要因であること、投資家保護の度合いが高い国では保守主義の存在により対応度が低いことを明らかにしている。そして、対応度の低下に影響を与えているのは会計的要因ではなく（企業買収や事業撤退などの）経済的要因であることが明らかにされているため<sup>3</sup>、現在においても対応/配分概念は機能しているといえる。

同様の結果は、Donelson et al. (2011)においても得られており、経済的要因に起因する巨額の特別項目の発生が増加しているために対応度が低下していることが観察されている。特別項目を除いた時の利益のボラティリティはそれを含んでいるときよりも小さく、利益の持続性は高いことが観察されている。対応/配分概念により、利益のボラティリティは低下し、その持続性が高まり（大日方 2011; Fera 2019）、将来の収益力やCFの予測に資する（海老原 2009; Zimmerman and Bloom 2016; Kim and Kim 2021）利益が計算される。対応/配分概念が利益を平準化させることによって利益の情報価値は改善される（Tucker and Zarowin 2006）ため、対応/配分概念は有用な純利益を算定するためには重要な概念である。そのため、本研究において対応/配分の視点を用いて検討を行うことは受け入れられるだろう。

### 2.3. 税効果会計に関する先行研究の整理

税効果会計における対応の意味について、衣川 (2011)は「…対応が、税引前利益と法人税等の税率による函数的な対応関係として明確に確認可能である…」(衣川 2011:19)と指摘している。齋藤 (1999)では、対応を「ある計算要素が、税引前利益の計算に含まれる場合、その計算要素が及ぼす法人税等の支払額への影響もまた同じ期間の損益計算に含まれる…」(齋藤 1999:21)という意味で解しており、税引前利益に税率を乗じることで法人税費用が計算されるという関数的対応を支持している。一般に関数的対応は、繰延法のもとでは差異発生年度に、資産負債法では差異解消年度において成立する（衣川 2011:20-21）。

このように先行研究は、税効果会計における対応を税引前利益と法人税費用との「関数的対応」

と解しており、このような見解は他の先行研究においても支持されている<sup>4</sup>。関数的対応によって、処分可能利益が計算される（齋藤 1999:19）とともに税引後利益が平準化される（大日方 2013:140）。税効果会計を適用することによって、税引前利益と法人税費用との間に関数的な対応関係が成立するだけでなく、企業の節税戦略が繰延税金の計上を通じて顕示される（大日方 2013:140）。繰延税金は、繰延法のもとでは対応から外れた残高項目として前払税金・支払繰延税金という意味が、資産負債法のもとでは未収・未払税金という意味が付与される（衣川 2011:22）。

先行研究においては、税効果会計における対応の意味やそれによって計上される繰延税金の意味について明らかにしている。この他、米国における資産負債観の導入によって繰延税金資産の処理は「対応/配分」では説明できない（徳賀 2002:251）ことや繰延税金の再評価まで考慮に入れた場合、対応/配分に基づかない将来 CF が計算される（衣川 2011:28）ことを明らかにしている。これは、資産負債観の場合、収益費用観と異なり、経営者の意思や企業活動とは無関係に発生する税率変更などの環境要因を（利益に含めるだけの蓋然性があれば）その発生期の利益計算に含めるが、収益費用観では対応/配分の対象にする（鈴木 2002:255）ためであろう。

先行研究では、このような（繰延税金の資産負債性が考慮されていなかった会計処理からそれを重視する会計処理という）会計観の変化によって繰延税金が対応/配分の概念では説明できない要素があることを示している。しかし、そのような状況において純利益にどのような経験的な意味が付与されているのかを明らかにしていない。そのため、本研究では、資産負債法を用いた税効果会計において(1)対応/配分が機能しているのか、(2)繰延税金の資産負債性がどのように担保され、それが純利益にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにする。

### 3. 税効果会計の意味と利益への影響

#### 3.1. APBO11『法人税等の会計処理』

1967年に会計原則審議会意見書（Accounting Principles Board Opinions: APBO）第11号『法人税等の会計処理』が公表された。APBO11では、法人税の会計処理に関する主たる問題は、企業会計上の利益に影響を与えるある会計取引が課税所得計算上では異なった年度に影響を与えることから生じるとしている。そして、税効果会計の意義は、会計上の法人税費用に税引前利益の計算要素となった損益取引の税効果（*ibid.*: para.12a）を含めることにある<sup>5</sup>。そのため、法人税費用には税引前利益の計算要素となった損益取引に係る法人税額の相違が含まれる。

APBO11では、税効果会計の前提である対応概念が、利益決定の基本的手続きの一つであり、原価と特定収益（期間）との関係を定める手法であるとする。当期の費用は、当期の収益と対応させられる原価と、収益以外の基準に基づいて当期に認識される原価からなっているため、将来の収益や期間に対応させられるべき原価は、将来の期間に繰り延べる（*ibid.*: para.14d）。法人税

費用は純利益の決定上、一期間に配分されるべき法人税額であり(ibid.: para.13b)、その期間における経営活動の成果決定に係る諸取引の税効果が含まれる(ibid.: para.36)。そのため、ある期に配分される法人税費用は収益以外の(税引前利益の計算要素である収益と費用の税効果という)基準に基づき当期に配分される原価である。

すなわち、法人税費用は、税引前利益の計算要素が有する課税(控除)性が(課税所得計算とは関係なく)利益計算に含まれた期に配分されることになるため、対応/配分の基準は税引前利益の計算要素が有する課税(控除)性である<sup>6</sup>。APBO11は、対応/配分を重視し、純利益の平準化を試みているため、収益費用観と整合的といえる。また、法人税費用の配分によって有用な情報が提供されていることが先行研究から明らかにされている(Beaver and Dukes 1972; Rayburn 1986)。しかし、APBO11では、差異発生年度に計上した繰延税金の修正計算を行わないため繰延税金に資産負債としての経験的な意味は付与されていない<sup>7</sup>。財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB)は、増加する貸方繰延税金がFWと整合していないことを問題視し、APBO11の再考を行い(Beresford et al. 1984: 72)、1992年にSFAS109を公表した。

以上から、APBO11では、繰延税金というストック項目に積極的に経験的な意味を付与しておらず、そこでは期間差異発生期の純利益に焦点が当てられ、対応/配分を用いて利益計算から課税所得計算の影響を取り除き、純利益に経験的な意味を付与していた。会計上の法人税費用は、税引前利益の計算要素となった損益取引の税効果を含めることにより、その期間における経営活動の成果に係る部分だけを計上している。APBO11では、ある期の利益に課税所得計算の影響を受けない(税引前利益の有する課税(控除)性を反映した)経営成果という経験的な意味を積極的に付与している一方で、計上される繰延税金は対応/配分から除かれた経過勘定という意味しか付与されていない。

### 3.2. SFAS109 『法人税等の会計処理』

FASBは設立当初から個別会計基準の設定だけでなく、FWの研究活動を積極的に推し進め、1978年にSFAC1『営利企業による財務報告の目的』を公表した。そして、SFACとAPBO11との間の非整合を解消するために、資産負債法を採用したSFAS109を公表した。これは資産負債法がSFACと最も一貫性を有しており、また最も有用であり理解可能な情報を生み出すためである(FASB 1987: para.117)。SFAS109における法人税の会計処理の目的は、(a)当年度の納税額または還付税額、および(b)企業の財務諸表または納税申告書においてすでに認識された事象の将来の税効果について、繰延税金資産・負債を認識することである(FASB 1992: para.6)。

税効果会計の目的や税効果の定義はAPBO11から大きく変わっており<sup>8</sup>、税効果の範囲は資産負債の税務上の簿価と会計上の簿価との差額である一時差異を対象にしている。そして、一時差

異に対して繰延税金資産・負債を認識し、それらの当年度中の変動額を法人税費用（タックス・ベネフィット）として把握する（*ibid.* : para.16）。繰延税金資産の回収可能性に伴う修正や税率変更に伴う繰延税金の修正による影響額を継続的事業活動からの損益に含めて計上する（*ibid.* : paras.17b, 17c, 17e, 26-27）ため、法人税費用（タックス・ベネフィット）には種々の項目が含まれる。このため、APBO11とは異なる性格の法人税費用が損益計算書に計上される。

このように繰延税金資産・負債の資産性・負債性を重視し、それらの差額から法人税費用を計算する SFAS109 は資産負債観と整合的である。また、SFAS109 における繰延税金資産の（繰延税金負債と区別した）認識や評価性引当額の存在、税率変更による繰延税金の見直しにより、SFAS109 が APBO11 に比べて追加的な価値関連的な情報を提供していることが先行研究から明らかにされている（Ayers 1998）。なお、Ayers (1998)では、SFAS109 を適用した場合の純利益に追加的な情報価値があるかについては検討されていない点は注意を要する。

APBO11 から SFAS109 への移行の理由（繰延法への批判）は、税率変更による影響を認識せず、繰延税金が SFAC6 の資産負債の定義を満たさないことにあった（FASB 1992 :para.210）。資産負債法における貸方繰延税金は将来の未払税金であり、負債の定義と矛盾しない（FASB 1985: para.240）ものであり、実証研究においても税率変更を反映した繰延税金は価値関連性を有していることが明らかにされている（Ayers 1998）。しかし、この結果から資産負債法を採用した SFAS109 が対応/配分の概念を放棄したと判断することはできない。そもそも、SFAC6 では、定義は認識問題には中立であり、配分の方法にのみ影響を与え、税金配分を要求も排除もしていない（FASB 1992 :para.242）。また、多くの費用はその期間に発生した取引や事象を基礎として、または配分によってある期間に関連付けられている（*ibid.* :para.147）としている。

すなわち、繰延税金の資産負債性を確保しつつ、法人税費用を税引前利益の計算要素が有する課税（控除）性に基づいて（または別の方法で）適切な期間に配分している可能性がある。法人税費用を繰延税金の変動額で捉えたとしても、コスト配分の1つの方法と考えられるため、対応/配分の概念が利益計算において機能していないというためには、それによって利益に経験的な意味が付与されていないことを示す必要がある。この点、Foster and Ward (2007)は、資産負債法を採用した SFAS96 と SFAS109 による法人税費用の配分が将来 CF の予測に資するかを分析し、将来 CF の予測を改善するという一貫した結果は得られないことを観察している<sup>9</sup>。これは対応/配分の概念が SFAS109 において機能していないことを示唆する可能性がある。

しかし、SFAS109 における法人税費用には APBO11 のような税効果の配分だけではなく、税率変更による影響、繰延税金資産の回収可能性による繰延税金の評価差額による影響などが混在している。資産負債法における利益に将来 CF の予測能力が備わっていない可能性があるのは、配分すべきではない項目までも対応/配分の対象にしていることが原因である可能性がある。以

下では、APBO11 と SFAS109 における会計処理が純利益にどのような意味を付与しているのかを数値例をもとに検討する。なお、本研究においては検討をシンプルにするために欠損金に対する繰延税金資産の計上は考慮しない。

### 3.3. 税効果会計が純利益に与える影響

本節では、数値例をもとに APBO11（繰延法）と SFAS109（資産負債法）を比較することを通じて、税効果会計の処理が純利益にどのような経験的な意味を付与しているのかを明らかにする。以下では、差異が発生し解消するだけの場合（【設例 1】）、税率が変更された場合（【設例 2】）、繰延税金資産の再評価により切り下げを行った場合（【設例 3】）、繰延税金資産の再評価により切り下げと戻し入れを行った場合（【設例 4】）をもとに検討を行う。

#### 【設例 1】

当社は、設備 4,000 について、会計上は耐用年数 8 年の定額法により減価償却費を 500 計上したが、税務上では 5 年間の定額法により 800 が損金算入されている。税率は 30% である。

SFAS109	取得時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
会計上	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0
税務上	4,000	3,200	2,400	1,600	800	0	0	0	0
差額	0	300	600	900	1,200	1,500	1,000	500	0
繰延税金負債	0	90	180	270	360	450	300	150	0
法人税費用	0	90	90	90	90	90	-150	-150	-150

  

APBO11	取得時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
法人税費用	0	90	90	90	90	90	△150	△150	△150
繰延税金	0	90	180	270	360	450	300	150	0

	1年目	APBO11	SFAS109	課税所得	6年目	APBO11	SFAS109	課税所得
償却費控除前利益		20,000	20,000	20,000	償却費控除前利益	20,000	20,000	20,000
減価償却費		500	500	800	減価償却費	500	500	0
税引前利益(A)		19,500	19,500	19,200	税引前利益(A)	19,500	19,500	20,000
法人税額(B)		5,760	5,760	5,760	法人税額(B)	6,000	6,000	6,000
繰延税金負債		90	90		繰延税金負債	-150	-150	
税引後利益		13,650	13,650		税引後利益	13,650	13,650	
税率：[(B)+(C)]/(A)		30.0%	30.0%	30.0%	税率：[(B)+(C)]/(A)	30.0%	30.0%	30.0%

この設例における SFAS109 の結果は、フロー面から計算している APBO11 の結果をストック面から計算しているだけであり、計算結果は APBO11 と同じである。1-5 年目にかけて計上した繰延税金負債を 3 年間で取崩しているのは、APBO11 において減価償却費に係る課税控除性に係る繰延税金を取崩しているのと同じといえる。APBO11 では、課税（控除）性を収益費

用というフローから利益に反映させている一方で、SFAS109では、設備簿価というストックから利益に反映させている。そのため、ここでは繰延税金負債の差額によって法人税費用が計算されているが、各期に配分されている法人税費用は、税引前利益の計算要素となった損益取引の税効果が含まれ、結果的には課税所得計算の影響を受けない利益が計算されている。

## 【設例2】税率が変更された場合

当社は、設備4,000について、会計上は耐用年数8年の定額法により減価償却費を500計上したが、税務上では5年間の定額法により800が損金算入されている。1年目から3年目までの税率は30%であるが、4年目から8年目までの税率は40%である。

SFAS109	取得時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
会計上	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0
税務上	4,000	3,200	2,400	1,600	800	0	0	0	0
差額	0	300	600	900	1,200	1,500	1,000	500	0
繰延税金負債	0	90	180	270	480	600	400	200	0
法人税費用	0	90	90	90	210	120	-200	-200	-200

  

APBO11	取得時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
法人税費用	0	90	90	90	120	120	△170	△170	△170
繰延税金	0	90	180	270	390	510	340	170	0

1年目	APBO11	SFAS109	課税所得	4年目	APBO11	SFAS109	課税所得
償却費控除前利益	20,000	20,000	20,000	償却費控除前利益	20,000	20,000	20,000
減価償却費	500	500	800	減価償却費	500	500	800
税引前利益(A)	19,500	19,500	19,200	税引前利益(A)	19,500	19,500	19,200
法人税額(B)	5,760	5,760	5,760	法人税額(B)	7,680	7,680	7,680
繰延税金負債	90	90		繰延税金負債	120	210	
税引後利益	13,650	13,650		税引後利益	11,700	11,610	
税率：[(B)+(C)]/(A)	30.0%	30.0%	30.0%	税率：[(B)+(C)]/(A)	40.0%	40.5%	40.0%

6年目	APBO11	SFAS109	課税所得
償却費控除前利益	20,000	20,000	20,000
減価償却費	500	500	0
税引前利益(A)	19,500	19,500	20,000
法人税額(B)	8,000	8,000	8,000
繰延税金負債	-170	-200	
税引後利益	11,670	11,700	
税率：[(B)+(C)]/(A)	40.2%	40.0%	40.0%

APBO11では、6-8年目にかけて減価償却費500が有する課税控除性200(500×40%)を法人税費用に反映できていないが、SFAS109では、同期間に減価償却費500が有する課税控除性を法人税費用に反映できている。税率変更が生じた4年目において、APBO11では税務上の減

償却費の超過額 300 が有する課税控除性 120 ( $300 \times 40\%$ ) を適切に繰延べているが、SFAS109 では、当期の税務上の減価償却費の超過額 300 が有する課税控除性 120 だけではなく、過年度の減価償却費に対する課税控除性 90 (一時差異  $900 \times$  税率変更分  $10\%$ ) も法人税費用に含められている。これにより、繰延税金負債は差異解消期の CF に影響を及ぼす金額に修正され、負債としての経験的な意味が付与されている。

APBO11 では、法人税費用は当期の税引前利益の計算要素となった損益取引の税効果を含めるものであるため、課税 (控除) 性を考慮する時点は差異発生期である。そのため、3 年目までの減価償却費が有している課税控除性の効果の一部 (税率変更分) が新たに認識されることはなく、繰延税金を取崩す年度では、利益に減価償却費が有している課税控除性が適切に反映されていない。税率変更が生じた場合、APBO11 では、フローの経験的な意味もストックの経験的な意味も確保されていない。一方、SFAS109 では、税率変更年度の法人税費用には税率変更分が含まれるため、当該年度だけの課税 (控除) 性を反映できていないが、その他の年度においては課税控除性を法人税費用に反映できている。いずれの方法でも、ある年度の収益と費用が有する課税 (控除) 性だけを法人税費用に常に反映できるわけではない。

APBO11 では、差異解消年度の利益に、SFAS109 では、税率変更年度の利益において、税引前利益の計算要素が有する課税 (控除) 性が反映された法人税費用が配分されていない。両者の違いは、税率変更という事実をいつ利益に反映するかという点にあり、SFAS109 においても税率変更年度以外では、税引前利益が有する課税 (控除) 性を法人税費用に反映できている。すなわち、課税 (控除) 性を基準に法人税費用を配分できている<sup>10</sup>。つぎに、繰延税金というストックの観点からは、APBO11 では税率変更の影響を反映しないため負債性を有さない支払繰延税金が計上される一方で、SFAS109 では将来に税金支出として流出するという意味での未払税金 (将来キャッシュ・アウト・フロー) が計上されることになる。

税率変更による影響をいつの利益として認識するかという問題は、それによって利益にどのような意味を付与するかという点を考慮する必要がある。SFAS109 が繰延税金の資産負債性を重視し、法人税費用をストックの変動で測定しているとしても、それは繰延税金の修正差額をその発生期の利益として認識することを正当化できない。税率変更という環境変化の要因の影響が利益として認識するに足るだけの蓋然性を有している費用である必要がある。税率変更は、企業外によって決められ、かつ、施行されればその税率を適用しなければならないため、費用を認識するだけの蓋然性を有している可能性がある。そして、税引前利益の有する課税 (控除) 性を基準に法人税費用は配分されていないが、税率変更により将来に課税所得を増加させる可能性のある負債が増えたという意味を利益に付していると解することができる。

一方で、検討を要するのは、企業内における見積りにより繰延税金の経験的な意味を回復するために行う繰延税金資産の評価差額が利益に与える影響である。これは、繰延税金の継続的な再評価が投資の成果を期間配分する手法として合理的か否かを検討することに他ならない。以下では、繰延税金資産の再評価のうち切り下げだけを考慮した【設例3】と切り下げと戻し入れを考慮した【設例4】を通じて、繰延税金資産の評価差額が利益に与える影響を検討する。

### 【設例3】繰延税金資産の再評価を行った場合

当社は、設備4,000について、会計上は耐用年数5年の定額法により減価償却費を800計上したが、税務上では500が損金算入されている。税率は30%である。なお、6年目に将来の課税所得の関係上、繰延税金資産の全額が回収不能であると判断した。

SFAS109	取得時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
会計上	4,000	3,200	2,400	1,600	800	0	0	0	0
税務上	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0
差額	0	-300	-600	-900	-1,200	-1,500	-1,000	-500	0
繰延税金資産	0	90	180	270	360	450	300	150	0
回収可能分		全額	全額	全額	全額	全額	0	0	-
法人税費用	0	-90	-90	-90	-90	-90	450	0	0

APBO11	取得時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
法人税費用	0	△90	△90	△90	△90	△90	150	150	150
繰延税金	0	90	180	270	360	450	300	150	0

1年目	APBO11	SFAS109	課税所得	6年目	APBO11	SFAS109	課税所得
償却費控除前利益	20,000	20,000	20,000	償却費控除前利益	10,000	10,000	10,000
減価償却費	800	800	500	減価償却費	0	0	500
税引前利益(A)	19,200	19,200	19,500	税引前利益(A)	10,000	10,000	9,500
法人税額(B)	5,850	5,850	5,850	法人税額(B)	2,850	2,850	2,850
繰延税金資産	-90	-90		繰延税金資産	150	450	
税引後利益	13,440	13,440		税引後利益	7,000	6,700	
税率：[(B)+(C)]/(A)	30.0%	30.0%	30.0%	税率：[(B)+(C)]/(A)	30.0%	33.0%	30.0%

7年目	APBO11	SFAS109	課税所得
償却費控除前利益	0	0	0
減価償却費	0	0	500
税引前利益(A)	0	0	-500
法人税額(B)	-150	-150	-150
繰延税金資産	150	0	
税引後利益	0	150	
税率：[(B)+(C)]/(A)	-	-	30.0%

ここでは、6年目に課税所得の見積りが変わり7-8年目の課税所得が得られず繰延税金資産の全額が回収不能になった場合を想定している。APBO11では、繰延税金の見直しを行わないため、6-8年目においても当初の予定通りに繰延税金を取崩しており、7-8年目の税引前利益が0であることから法人税費用も0になっている。これは、課税所得計算の影響を受けずに収益と費用が有する課税（控除）性を反映した法人税費用を適切に配分できていることを意味する。すなわち、APBO11では、会計上の利益を基準として法人税費用を計算しているといえる（斎藤1999:406）。ただし、これはあくまでも税率の変更がない場合に限られる。税率変更が生じた場合、APBO11においても取崩す繰延税金の金額と法人税費用の金額が一致しなくなる。

SFAS109では、繰延税金資産の回収可能性を反映させるため、6年目に貸借対照表上の繰延税金資産の全額を取崩している。そして、7-8年目には税引前利益が存在しないにも関わらず税金還付額に相当する利益150が計上されている<sup>11</sup>ことから、SFAS109では、税支出額を法人税費用として計算しているといえる（同上:406）。繰延税金資産の回収可能性の反映によって繰延税金資産には未収税金（将来キャッシュ・イン・フロー）としての経験的な意味が回復される一方で、利益には課税所得計算の影響が反映されている。これはAPBO11において機能していた「税引前利益の計算要素が有する課税（控除）性」を基準とした対応/配分の概念がSFAS109においては（限定的にしか）機能していないことを示唆している。

#### 【設例4】繰延税金資産の再評価を行った場合

当社は、設備4,000について、会計上は耐用年数5年の定額法により減価償却費を800計上したが、税務上では500が損金算入されている。税率は30%である。なお、6年目に将来の課税所得の関係上、繰延税金資産の全額が回収不能になると判断した。しかし、7年目に課税所得が生じ、繰延税金資産の半分が回収可能になると判断した。

SFAS109	取得時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
会計上	4,000	3,200	2,400	1,600	800	0	0	0	0
税務上	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0
差額	0	-300	-600	-900	-1,200	-1,500	-1,000	-500	0
繰延税金資産	0	90	180	270	360	450	300	150	0
回収可能分		全額	全額	全額	全額	全額	0	75	-
法人税費用	0	-90	-90	-90	-90	-90	450	-75	75

APBO11	取得時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
法人税費用	0	△90	△90	△90	△90	△90	150	150	150
繰延税金	0	90	180	270	360	450	300	150	0

1年目	APBO11	SFAS109	課税所得	6年目	APBO11	SFAS109	課税所得
償却費控除前利益	20,000	20,000	20,000	償却費控除前利益	0	0	0
減価償却費	800	800	500	減価償却費	0	0	500
税引前利益(A)	19,200	19,200	19,500	税引前利益(A)	0	0	-500
法人税額(B)	5,850	5,850	5,850	法人税額(B)	-150	-150	-150
繰延税金資産	-90	-90		繰延税金資産	150	450	
税引後利益	13,440	13,440		税引後利益	0	-300	
税率：[(B)+(C)]/(A)	30.0%	30.0%	30.0%	税率：[(B)+(C)]/(A)	-	-	30.0%

  

7年目	APBO11	SFAS109	課税所得	8年目	APBO11	SFAS109	課税所得
償却費控除前利益	750	750	750	償却費控除前利益	750	750	750
減価償却費	0	0	500	減価償却費	0	0	500
税引前利益(A)	750	750	250	税引前利益(A)	750	750	250
法人税額(B)	75	75	75	法人税額(B)	75	75	75
繰延税金資産	150	-75		繰延税金資産	150	75	
税引後利益	525	750		税引後利益	525	600	
税率：[(B)+(C)]/(A)	30.0%	0.0%	30.0%	税率：[(B)+(C)]/(A)	30.0%	20.0%	30.0%

APBO11では、税引前利益に対する法人税費用が計算されている。ここでは、税引前利益が800存在していることから、これに係る課税（控除）性が法人税費用に反映されている。一方で、SFAS109における法人税費用は特段意味を有していない。税引前利益に対する法人税費用でも、税支出額でもない。繰延税金資産の回収可能性の戻し入れまで考慮した場合、純利益の経験的な意味が不明確になる。【設例1】と【設例2】では、繰延税金の差額によって法人税費用を計算しても、税引前利益の計算要素が有する課税（控除）性に基づいて法人税費用が計算されていた一方で、繰延税金資産の回収可能性を反映させた【設例3】と【設例4】においては、そのような法人税費用は計算されていなかった。これは、繰延税金資産の評価差額を法人税費用に含めて期間配分することが繰延税金資産の投資の成果を期間配分する手法として有用ではない可能性を示唆している。継続的な再評価が投資の成果を期間配分する手法として合理的か否か、すなわち繰延税金資産の評価差額が実現しているかを検討する必要がある<sup>12</sup>。

繰延税金資産の評価差額を利益に反映することによって、繰延税金資産に係るCFが予定よりも回収可能（回収不能）になった事実を利益に反映していると考えられることも可能であろう。しかし、この処理が必然であるかは検討を要する。SFAS109が繰延税金資産の資産性を重視しているとすれば、繰延税金資産の評価差額をその他の包括利益（OCI）に算入させて、純利益計算から除くことも考えられる。いずれにしても、設例を通じて、繰延税金資産の評価差額（評価差損/戻入益の両方）を損益に算入した場合、税引前利益に係る課税（控除）性が法人税費用に反映

されているわけでも、税金支出額が法人税費用として計算されているわけではない。そのため、法人税費用を控除したあとの純利益の経験的な意味は不明確になっている。

#### 3.4. 小括

本節では、APBO11 と SFAS109 を適用した場合の数値例を用いて税効果会計の処理が純利益に与える影響を検討した。APBO11 では、法人税費用は特定の収益ではなく、収益以外の基準（税引前利益の計算要素である収益と費用の税効果）に基づいて当期に認識される原価であると考えられる。個々の収益と費用が有する課税（控除）性を法人税費用に反映させて、課税所得の変化に関係なく法人税費用を配分している。期間差異が発生した期の利益に焦点が当てられており、繰延税金に係るストックの経験的な意味には関心がない。そのため、期間差異が発生した期の税引後利益は、税引前利益の計算要素が有する課税（控除）性が含まれ、その期間の損益取引に係る経営成果という意味が付与されるが、繰延税金というストックには繰延項目以外の意味は付与されていない。税率変更が生じた場合、差異解消期の利益にはその期の課税（控除）性が反映されず、繰延税金と純利益のいずれも経験的な意味が付与されていないことが観察された。

SFAS109 では、【設例 1】の場合は、税効果額をストック面から計算している以外は、APBO11 と同じ結果になっていたことが確認された。税率変更が行われる場合には、年度の収益と費用が有する課税（控除）性だけを法人税費用に反映できないが、税率変更年度以外においては APBO11 と同様に税引前利益が有する課税（控除）性を基準に法人税費用が配分されていた。このとき、税引後利益と繰延税金の両方に経験的な意味が付与されている。しかし、繰延税金資産の評価差額（評価差損/戻入益の両方）を考慮した場合、計算される法人税費用は特段意味を有さず、純利益の意味は不明確なものになっていた。すなわち、対応/配分の概念が機能していないといえる。SFAS109 では、繰延税金資産・負債を税支出と関連づけているため、将来 CF を規定する課税所得の影響が利益計算に反映されるためであろう。税効果会計は企業会計上の利益計算から課税所得の影響を取り除くために導入されたはずであるが、資産負債の定義により繰延税金に課税所得を減額（増額）する経済的資源（経済的資源の流出）という経験的な意味が付与されたため、企業会計上の利益に課税所得の影響が取り込まれている可能性がある。

SFAS109 では、ストックの経験的な意味を回復することによって、フローの経験的な意味が失われている状況が観察されたが、OCI を用いれば、ストックの経験的な意味を回復しつつ、フローの経験的な意味を確保することが可能である。そのため、なぜ繰延税金資産の評価差額を損益に算入させるのかは検討される必要がある。実証研究では、繰延税金に価値関連性を認める一方で、SFAS109 を適用した結果の利益が将来 CF の予測能力を向上させているという一貫した経験的な証拠は得られていない。これは、繰延税金資産の評価差額を一時差異の発生・解消と

区別せずに法人税費用に算入していることが原因である可能性がある<sup>13</sup>。今後、繰延税金資産の評価差額が実現した損益なのか検討される必要がある。

#### 4. おわりに

本研究では、投資家の意思決定に資する有用な純利益を計算するうえで、対応/配分の概要が有用であるという前提を置いたうえで、資産負債法を用いた SFAS109 を適用することで純利益にどのような経験的な意味を付与されているかを検討するために数値例を用いた分析を行った。その結果、「税引前利益が有する課税（控除）性」を基準とした配分手続きは、SFAS109 においても機能している状況が観察された。ただし、繰延税金資産の回収可能性を考慮した場合、そのような対応/配分の概念は機能していなかった。これは、SFAS109 では、繰延税金資産・負債を税支出と関連づけているためだと考えられる。

SFAS109 では、税率変更の影響や繰延税金資産の回収可能性を繰延税金に反映させることで、FW の定義に合致する資産負債を計上していた。前者では税率変更年度以外の法人税費用は適切に配分されていると考えられた一方で、後者では、法人税費用は適切に配分されていない。そして、繰延税金に課税所得を減額（増額）する経済的資源（経済的資源の流出）という経験的な意味を付与しているため、純利益に課税所得の影響が取り込まれていると考えられた。純利益の経験的な意味を回復するためには、繰延税金の差額で法人税費用を期間配分することが繰延税金の投資の成果を期間配分する手法として有用であるかを検討する必要がある。特に、回収可能性を考慮する繰延税金資産については、OCI を用いることでストックの経験的な意味を回復しつつ、フローの経験的な意味を確保することが可能であるため、継続的な再評価による評価差額が実現しているのか（損益に算入するだけの蓋然性を有しているのか）を検討する必要がある。

本研究の貢献は、(1) 資産負債法を採用した SFAS109 においても対応/配分が機能している状況があることを確認した点で先行研究（例えば、齋藤 1999; 衣川 2011）の結果を補強していること、(2) 繰延税金資産の再評価時点の法人税等調整額（評価差額）を純利益に算入することが投資の成果を期間配分する手法として有用であるかを検討する必要があることを指摘したことにある。これらの発見事項は、資産負債法を採用した税効果会計によって計算される純利益の有用性を検討するためには必要である。

## 参考文献

- 今福愛志・田中建二 (2001). 「資産と負債の会計学 (9) もう一つの減損会計問題－繰延税金資産の会計をめぐる－」『企業会計』53(12): 1779-1784.
- 薄井彰 (2015). 『会計制度の経済分析』東京：中央経済社.
- 海老原崇 (2009). 「収益と費用の対応, 利益のボラティリティ, 利益の将来キャッシュフロー予測能力の関係」『武蔵大学論集』57(1): 95-142.
- 大日方隆 (2002). 「キャッシュフローの配分と評価」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』東京：中央経済社：185-248.
- 大日方隆 (2011). 「発生・実現・対応」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『企業会計の基礎概念』東京：中央経済社：243-283.
- 大日方隆 (2013). 『アドバンスド財務会計』第2版 東京：中央経済社.
- 梶原晃 (1995). 『税効果会計』研究叢書 47 神戸：神戸大学経済経営研究所.
- 企業会計審議会 (1998). 「税効果会計に係る会計基準」.
- 企業会計基準委員会 (2006). 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』東京：財務会計基準機構.
- 衣川修平 (2011). 「税効果会計における函数的対応関係とその離脱」『商学論集』79(4): 19-31.
- 斎藤静樹 (1988). 『企業会計-利益の測定と開示』東京：東京大学出版会.
- 斎藤静樹 (1999). 「「税効果会計」意見書の概要と作成の経緯」『企業会計』55(3): 402-406.
- 斎藤静樹 (2019). 『会計基準の研究』新訂版 東京：中央経済社.
- 斎藤静樹 (1998). 「利益概念と資産評価」中野勲・山地秀俊編著『21世紀の会計評価論』東京：勁草書房：23-44.
- 齋藤真哉 (1999). 『税効果会計論』東京：中央経済社.
- 齋藤真哉 (2004). 「資本直入項目に係る税効果会計－勘定処理方法の観点からの検討－」『青山経営論集』38(4): 65-83
- 鈴木一水 (2002). 「ディスカッション・VIb」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』東京：中央経済社, 253-259.
- 鈴木雅康 (2022). 「企業会計における対応概念の役割－税効果会計を対象として－」『産業経営』(54): 71-111.
- 醍醐聰 (2009). 「法人税等調整額の性格の再検討」『日本簿記学会年報』(24): 81-87.
- 辻山栄子 (2007). 「収益の認識をめぐる概念フレームワーク」『企業会計』57(7): 932-940.
- 徳賀芳弘 (2002). 「会計における利益観」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』東京：中央経済

- 社：147-177.
- 中田信正 (1973). 『税金配分会計－法人税期間配分の会計－』 東京：中央経済社.
- 中田信正 (1999). 『税効果会計詳解－基準形成と計算構造－』 東京：中央経済社.
- 西村幹二 (2001). 『税効果会計の理論－国際的調和の動向とその問題点－』 東京：同文館.
- 広瀬義州 (2012). 『財務会計』 第 11 版 東京：中央経済社.
- 松本敏史 (2005). 「包括利益と税効果会計」『同志社商学』 57(1) : 56-75.
- 米山正樹 (2003). 『減損会計－配分と評価－』 東京：森山書店.
- 米山正樹 (2004). 「配分と評価の「融合」-明確さを失った両者の境界-」『学習院大学経済論集』  
40(4): 373-381.
- 米山正樹 (2011). 「配分と評価」 斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『企業会計の基礎概念』 東京：中央  
経済社：285-334.
- American Institute of Certified Public Accountants. (1944). Accounting for Income Taxes,  
*Accounting Research Bulletin No. 23*, AICPA.
- American Institute of Certified Public Accountants. (1967). Accounting for Income Taxes. *APB  
Opinion No. 11*. AICPA.
- Ayers, B. C. (1998). Deferred tax accounting under SFAS No. 109: An empirical investigation of its  
incremental value-relevance relative to APB No. 11. *The Accounting Review*. 73(2):195-  
212.
- Beaver, W. H., and Dukes, E.R. (1972). Interperiod tax allocation, earnings expectations, and the  
behavior of security prices. *The Accounting Review*. 47(2): 320-332.
- Beresford, D., Best, L. and Weber, J. (1984). Accounting for Income Taxes: Change Is Coming.  
*Journal of Accountancy*. January: 72-78.
- Black, H A. (1966). Interperiod Allocation of Corporate Income Taxes. *Accounting Research Study  
No. 9*. AICPA.
- Carey, J.L. (1970). *The Rise of the Accounting Profession (Vol. 2): To Responsibility and Authority  
1937-1968*. New York: AICPA.
- Cheung, J. K., Krishnan, G. V., and Chung-ki, M. (1997). Does interperiod income tax allocation  
enhance prediction of cash flows? *Accounting Horizons*, 11(4): 1-15.
- Donelson, D. C., Jennings, R. and McInnis, J. (2011). Changes over time in the revenue-expense  
relation : Accounting or economics ? *The Accounting Review*, 86(3): 945-974.
- Fera, P. (2019). The effectiveness of the matching principle in different financial reporting systems  
and its impact on the quality of earnings. *Corporate Ownership & Control*, 16(3): 129-142.

- Financial Accounting Standards Board. (1978). Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1*. FASB.
- Financial Accounting Standards Board. (1985). Elements of Financial Statements, *Statement of Financial Accounting Concepts No.6*. FASB.
- Financial Accounting Standards Board. (1987) Accounting for Income Taxes, *Statement of Financial Accounting Standards No. 96*. FASB.
- Financial Accounting Standards Board. (1992). Accounting for Income Taxes, *Statement of Financial Accounting Standards No. 109*. FASB.
- Foster, B. P., and Ward, T. J. (2007). The Incremental Usefulness of Income Tax Allocations In Predicting One-Year-Ahead Future Cash Flows. *Journal of Applied Business Research*, 23(4): 37-48.
- Givoly, D and Hayn, C. (1992). The Valuation of the Deferred Tax Liability: Evidence from the Stock Market. *The Accounting Review*, 67(2): 394-410.
- He, W and Shan, W. (2016). International Evidence on the Matching Between Revenues and Expenses. *Contemporary Accounting Research*, 33(3): 1267-1297.
- International Accounting Standards Board. (2018). Conceptual Framework for Financial Reporting, IASB.
- Kim, R., and Kim, S. (2021). Does revenue-expense matching play a differential role in analysts' earnings and revenue forecasts?. *The British Accounting Review*, 53(5): 101033.
- Legoria, J. and Sellers, K. F. (2005). The analysis of SFAS No. 109's usefulness in predicting future cash flows from a conceptual framework perspective. *Research in accounting regulation*, 18: 143-161.
- Rayburn, J. (1986). The association of operating cash flow and accruals with security returns. *Journal of Accounting Research*, 24 : 112-133.
- Tucker, J. W. and Zarowin, P. A. (2006). Does income smoothing improve earnings informativeness?. *The Accounting Review*, 81(1): 251-270.
- Zimmerman, A. B., and Bloom, R. (2016). The matching principle revisited. *Accounting Historians Journal*, 43(1): 79-119.

---

<sup>1</sup> 資産の評価額に基づく配分手続きが利益に経験的な意味が付与していない場合、そのような配分手続きが当該資産の投資の成果を期間配分する手法として合理的でないことを示唆しよう。

<sup>2</sup> 検討対象として SFAS96 を選ばない理由は、SFAS96 が幾度となく延期され、最終的に強制適

---

用されることなく SFAS109 に代わっているためである。SFAS96 の詳細は梶原 (1995) や中田 (1999) を参照されたい。

<sup>3</sup> 経済的要因には固定資産処分損益や (関連会社) 有価証券売却損益、為替差損益などが、会計的要因には退職給付にかかわる損益、前期損益修正、引当金繰入・戻入益、減価償却費などが含まれる (Donelson et al. 2011: 960-963; 薄井 2015:495-496; He and Shan 2016: 1273-1275)。

<sup>4</sup> 例えば、Black (1966)、中田 (1973)、松本 (2005)などを参照されたい。

<sup>5</sup> 反対解釈をすれば、税引前利益の計算要素でない損益取引の税効果は除く必要がある。

<sup>6</sup> このような考え方は、「税の期間配分手続きが展開されてきたのは、認識期間の相違を内包する取引の税効果を会計処理するためである。法人税の期間配分の結果、関連取引が税引前利益の計算上認識される期と同じ期に税効果を認識することになる」(AICPA 1967 :17) という APBO11 の見解とも一致する。

<sup>7</sup> APBO11 における繰延税金負債を投資家が負債として認識しているという経験的な事実を Givoly and Hayn (1992)では示している。

<sup>8</sup> 税効果は、ある事象の法人税の当期への影響だけではなく、繰延べ (将来) に対する影響を含むため、当期の利益計算・課税所得計算に含まれないような純資産直入項目に対しても税効果を適用できるようになったと考えられる。

<sup>9</sup> Legoria and Sellers (2005)では、繰延税金の情報が将来 CF の予測に関する情報価値を有することを観察している。

<sup>10</sup> 資産負債法においても対応が機能している状況があることについては、衣川 (2011) も参照されたい。

<sup>11</sup> 欠損金に係る繰延税金資産を計上することを想定しても根本的な結果は変わらない。

<sup>12</sup> 繰延税金資産の回収可能性の反映を固定資産の減損会計との整合性で検討している先行研究が存在する (今福・田中 2001; 衣川 2011)。減損会計では、固定資産のストックの経験的な意味を回復しつつ、同時に利益に投資の失敗という意味を利益に付与している (米山 2003)。

<sup>13</sup> このような観点からの先行研究として醍醐 (2009) を参照されたい。